

○中川村キャンプ場条例

昭和49年7月25日  
条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定により、中川村のキャンプ場の設置、管理及びその他について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
桑原キャンプ場	中川村大草7124番地4
陣馬形山キャンプ場	中川村大草1649番地1のうち村長が指定する範囲

(指定管理者による管理)

第3条 キャンプ場の管理は、法第244条の2第3項の規定による指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) キャンプ場の使用許可に関する業務
- (2) キャンプ場の運営に関する業務
- (3) キャンプ場及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他村長が必要と認める業務

(使用の許可)

第5条 キャンプ場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 キャンプ場の休業日、営業期間及び営業時間は、村長の承認を得て指定管理者が定める。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限することができる。

- (1) キャンプ場及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他キャンプ場の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第7条 キャンプ場を使用する者は、利用料金を納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとし、その額については別表に定める額の範囲内において、当該指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

附 則(昭和50年3月25日条例第11号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月14日条例第6号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年12月23日条例第23号)

この条例は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則(昭和59年6月20日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年12月16日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年6月13日条例第19号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成4年3月16日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月23日条例第8号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月8日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月21日条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月10日条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第25号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月25日条例第7号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月4日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年6月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年9月7日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

名称	区分	単位	金額	
			下限	上限
桑原キャンプ場	キャンプサイト	1区画1夜	1,250円	20,000円
		1区画1日	50円	10,000円
	バンガロー	1棟1夜	3,500円	40,000円
陣馬形山キャンプ場	キャンプサイト	1区画1夜	500円	10,000円
		1人1夜	500円	10,000円
		広範囲の占有	10,000円	500,000円
	厨房施設	1か月	20,000円	500,000円

(備考)

- 1夜とは、午後1時から翌日の午前11時までをいう。
- 1日とは、日出から日没までをいう。